

平成29年度事業計画書

一般社団法人産業環境管理協会

平成29年度事業計画書

今日、循環型経済社会形成に向け、多様な努力が求められており、産業界におけるサプライチェーンを通じた環境負荷低減への自主的な取り組みも持続可能な経済活動の一環として重要性を増している。

当協会では、行政、学会、産業界、関係諸団体の指導、協力を得つつ、公害防止管理者等国家試験の実施、環境管理に必要な人材の育成、調査研究、情報の収集・評価及び提供等を進めてきたところであり、平成29年度においても、これらの事業を継続して実施する。

以下に、具体的な事業計画を示す。

第一 環境経営情報普及事業

近年、多様化、高度化する環境問題に対応する人材の育成は、企業にとってますます重要な課題となっている。公害防止管理者の資格取得支援をはじめ、環境法や規格の改正情報提供、排出者から見た廃棄物管理、保安事故防止、環境技術動向など、企業における健全な環境経営に必要な関連分野を含めて、実務者に役立つセミナー、講演会、情報提供事業を企画し実施する。世代交代に伴う知識・技術・技能の伝承も視野に入れ、企業における環境人材育成を支援する。同時に、公害防止管理者制度の長期安定的な運用を担保するために、各事業を通じ、世代交代問題を有している行政、自治体、事業者、当協会及びこれを取り巻く専門家の情報共有、連携協力の強化を図り、制度を担う次世代の人材の発掘に努める。

1. 公害防止研修・環境教育等事業

(1) 公害防止管理者等国家試験受験支援

公害防止管理者等国家試験受験のための講習会の開催及び通信教育を継続する。

受験講習会については、平日受講の3日間コースを全国で開催し、一部の地域においては、この3日間コースの中の一部科目の科目別受講を可能とする。東京会場においては、基礎講座（有料）、3日間コース、休日2日間コース（科目別受講可）を実施する。27年度から開設し好評な国家試験直前の模擬試験的な講座を東京・中部・関西地区で実施する。

また、通信教育においては、地理的、費用的な問題で講習会に参加できない受講者の学習サポートを図る。

(2) 公害防止管理者等のリフレッシュ研修等

公害防止管理者をはじめとする環境管理担当者は、法的責務・役割を適切に認識し、継続的に知識レベルの維持・向上を図る必要がある。このため、最新の環境関連法規の改正情報や各種環境管理手法について解説するリフレッシュ研修会を開催する。

また、近年、重要性が増しつつある廃棄物管理についても、排出事業者向けに分かりやすく解説する研修会を各主要都市にて開催する。

(3) 環境管理支援

環境経営・環境保全全般及び土壌汚染リスク、廃棄物管理リスク、環境スキルアップ等について、ニーズに応じた診断サービス、社内教育、研修会、出張講演などを行う。

また、企業等におけるISO14001（EMS）の導入・維持・継続的改善・運用管理について、主として中小企業を対象にISO14001に基づくEMSの普及と構築、運用管理、内部監査員養成、環境監査等の支援を行う。

(4) 企画セミナー

定期的な開催としているリフレッシュ研修とは別に、法令や制度改正、環境管理に必要なツールや知識について、時節を逃さずに情報提供を図るため、単発セミナーを企画して実施する。事故防止、労災防止、リスクアセスメント、リスクマネジメント、事故分析等のセミナーをシリーズ化し、好評なセミナーは複数回開催を行う。

(5) 公害防止関連の受託調査

公害防止管理者制度に関連する調査事業を受託し、実施する。

(6) 環境人材育成のための訪日研修受け入れ

アジア諸国での環境技術・環境管理に係わる協力案件に関連して、訪日研修を受注し、制度や技術に係わる講義及び工場見学を企画・実施する。

(7) 環境サイトアセッサー評価登録

ISO14015（環境マネジメント-用地及び組織の環境アセスメント）及び土壌汚染対策法に則り、土壌・地下水汚染リスクを評価し、土壌に関する環境リスクマネジメントを支援できる能力を有する人材（環境サイトアセッサー）の育成を目的として、環境サイトアセスメント技能認定講習、環境サイトアセッサー資格評価登録事業を継続実施する。

2. 出版事業

公害防止管理者の資格取得に関連した書籍をはじめとして、環境関連書籍を製作し発行

する。

(1) 公害防止管理者等資格認定講習・国家試験受験のための必携書「新・公害防止の技術と法規」と「徹底攻略科目別問題集」、「正解とヒント」などに一層注力して編集と普及に努める。

(2) 時宜のニーズに即した書籍・専門書を発行し頒布する。

(3) 当協会ホームページに発行図書関連の最新情報を掲載する。

3. エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度実施事業

平成22年6月18日閣議決定された国家プロジェクトである実践キャリア・アップ戦略に基づき、平成24年度より、エネルギー・環境マネジャーキャリア段位制度を実施している。

実践キャリア・アップ戦略は、新たな成長分野における人材育成と当該分野への労働移動を促すことを目的とし、キャリア段位制度で以下6項目に係わるエネルギー・環境分野の職業能力・生涯キャリアを評価し、認定/登録する事業を継続実施する。

(新たな認定基準による対象領域/以下事項に係わる生涯キャリア等の評価)

- A. 地球温暖化問題の現状と対策等に係わる事項
- B. 大気、水、土壌環境等の保全に係わる事項
- C. 生物多様性の保全と自然共生社会の実現への取り組みに係わる事項
- D. 循環型社会の形成に係わる事項
- E. 化学物質の環境リスク評価・管理に係わる事項
- F. 国際協力、各種施策への取り組みに係わる事項

第二 化学物質管理支援事業・アーティクルマネジメント推進事業

製品含有化学物質管理を含む新時代の国際合意に基づく化学物質規制強化が製造業界に与える影響と課題が顕在化し、その影響範囲は、国内はもちろんグローバルに展開する国内外のサプライチェーン全体に及んでいる。企業にとって事業所に関連する化学物質関連法令の強化に対応するための情報収集や人材育成に加え、製品管理のための含有化学物質の情報収集と伝達は、企業競争力の維持、確保に不可欠の条件になりつつある。加えて、各国化学製品規制への的確な対応が、国際市場における必須要件となってきた。

このため、産業界及び当協会会員のニーズに対応し、引き続き次の事業を進める。

1. 化学物質管理支援事業

(1) 化学物質管理普及事業

化学物質規制に関する情報を先取りし、産業界において適切に運用されるよう以下のような普及啓発活動を行うとともに、情報発信や交流の場を提供する等、企業への支援機関としての役割を果たす。

- ・化学物質の規制や管理に関する自主的なセミナー業務の拡充・ブロック化を図る。現状のセミナー体系を見直し、教育プログラムとして扱えるように充実させていく。具体的には、化学物質管理について、製品系と事業所系に対応した内容とする。
- ・包括的な年間情報提供サービス「CATCHER」は特に情報の速報性に重点を移し、契約企業の増加を図る。
- ・新規顧客を獲得するため広報、宣伝、営業を充実させる。各種団体や自治体への働きかけを増やすとともに、各種媒体での広報活動に努める。
- ・現状を改善しようとしている企業に対して適切なコンサルティングを行い、信頼関係を築く。
- ・既存顧客に対するフォローを行い継続的な関係を維持する。

(2) 国際化学物質管理支援事業

平成20年より、欧州REACH規則に係わる登録業務等を開始したが、ビジネスの一層のグローバル化とともに、化学品法令の各国規制の高まりを受け、多様な手続き支援に関する要請が増大していることから、当該要請に応え、日本企業の化学品法令順守への支援の充実・強化に資するため、平成23年度より、中国における新化学物質環境管理弁法及び危険化学品安全管理条例等、平成25年9月より、「欧州バイオサイド規則」、台湾において、平成26年12月及び平成27年1月に相次いで適用された、「新化学物質及び既存化学物質資料登録弁法」及び「新化学物質登記管理弁法」、また、韓国において、平成27年1月より適用された「化学物質の登録及び評価等に関する法律」（化評法）等の韓国化学物質管理法令について支援業務を推進してきた。

平成29年度は、REACH登録支援業務について、年間100トン未満の段階的導入物質（既存物質）の遅延予備登録のほか、平成30年6月までの登録が必要な年間100トン未満の第3次本登録物質等について、EU域内の「唯一の代理人」との連携により着実な登録を実行する。また、登録済みの物質については、輸入量等の更新及び拡張安全データシートの作成・更新等の支援を実施するとともに、必要に応じた登録文書の更新等を行う。また、欧州バイオサイド規則については、活性物質の承認、バイオサイド製品の認可等への対応について、引き続き、支援業務を展開する。

中国化学物質管理法令支援業務については、中国内の「代理人」との連携を強化しつつ、新化学物質や危険化学品の登記を、引き続き実施するとともに、安全データシートやラベ

ル等の中国標準への対応、危険化学品鑑別等について支援する。

韓国及び台湾化学物質管理法令支援業務については、その運用を見極めつつ、域内の「代理人」との連携により、数量報告等の支援業務を実施する。

また、海外企業の我が国化学物質上市規制への対応等についても、産業界からのニーズに対応可能なものは積極的に行う。

その他、米国のToxic Substances Control Act (TSCA)、米国カリフォルニア州におけるグリーン・ケミストリー関連政策についても視野に入れつつ、東南アジアに係わる支援と併せ、産業界のニーズに対応可能なものは積極的に行う。さらに、化学物質管理情報事業と密接に連携し、欧州や中国・韓国・東南アジア、米国等の海外化学物質管理法令等の最新情報の提供や実務を進める上で生じる疑問点や問題点を解決するための、産業界への啓発活動についても引き続き実施する。

(3) JAMP情報提供事業

製品含有化学物質の情報をサプライチェーン内で効率的に流通させる仕組みの社会的必要性・公益性に鑑み、JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）からの要請を受けて、IT技術を活用したJAMP情報流通基盤(JAMP-IT)の仕組みの構築を行い、その中核となるGP（グローバルポータル）運用を行ってきたが、経済産業省の主導によるJAMPの新スキーム（chemSHERPA）移行に伴い、平成28年度末でGPの運用を停止した。

今年度は化学物質含有情報の円滑な伝達に向けての企業支援を継続するとともにJAMPと協力して新スキームに対応した新たな情報基盤構築へ向けた企画案を利用ニーズを踏まえつつ検討する等以下を推進する。

化学物質情報伝達に関する企業支援の継続

- ① JAMP新スキーム対応情報基盤システム企画案の検討
- ② 社会的受容性を考慮した中小企業向け環境情報の共有と伝達の仕組み検討

2. アーティクルマネジメント推進事業

アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）は、製造業のサプライチェーンに新たに製品含有化学物質の適切な管理、情報、伝達等が要求されている状況に対し、アーティクル（部品や成形品等の別称）が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組みを作り普及させることが、産業競争力の向上に不可欠であるとの認識に立ち、業界横断の活動推進主体として、平成18年9月以来、会員組織として活動を実施している。

平成29年度においては、JAMP総会において承認される具体的な事業計画に基づき、経済産業省の新情報伝達スキームchemSHERPA（ケムシェルパ）の普及をはじめ、

以下の業務に取り組む。

- ① 製品含有化学物質情報管理ガイドラインの作成・検証
- ② 製品・化学物質／調剤情報の適切な流通を実現するための標準化、検証、普及等
- ③ 前各号を実施するための情報流通基盤の整備
- ④ ①及び②の普及に向けた広報、中小企業支援等
- ⑤ 関連する国内外の政府機関・工業会・団体・企業等との相互連携及び調整
- ⑥ 総会及び委員会等の運営及び管理
- ⑦ その他、目的達成に必要な事業

事務局は、協議会の運営、企画及び技術に係わる各委員会等の運営支援・管理、会員の管理及び提供するサービスの運営、関連する国内外の工業会・団体・企業等との相互連携及び調整支援及び各活動に係わる情報の収集・提供、調査・研究、啓発及び普及その他の各活動に係わる企画、立案及び実施を行う。さらに、協会内の諸活動との相乗効果をさらに発揮すべく活動を維持・強化していく。

第三 地域・産業支援事業、ライフサイクルアセスメント（LCA）事業・エコデザイン事業

平成27年度に創設した「地域支援ユニット」、平成28年度に開設した「CNF（ナノセルロースファイバー）プロジェクト推進ユニット」事業を通じて得た環境・エネルギーを軸とした地域振興・産業振興ノウハウ及び実証研究プロジェクトのマネジメントノウハウを生かした事業を本格的に展開するため、両ユニットを統合し、新たに「地域・産業支援センター」を設ける。

同センターは、「LCA事業推進センター」とともに、現行の「製品環境部門」に配置するとともに、部門名についても、「地域・産業支援部門」と改め、プロジェクト型の事業展開を図っていく。

地方創生の流れの中で、環境・エネルギーを軸とした地力型の地域社会づくりや地域の持続型社会形成のための雇用創出力のある魅力ある事業活動支援が活発化している。

また、我が国における環境・エネルギー技術に関する研究開発の成果を地球環境保全に役立てるための国家プロジェクト等の取り組みが活性化しており、こうしたプロジェクトに関するマネジメント機能の整備が進められている。

新設の「地域・産業支援センター」では、こうした国及び自治体等における多様な政策ニーズやこれら政策運営に係わる新規事業を積極的に手掛けていく。

一方、気候変動に係わる状況として、昨年末に開催されたCOP22（国連気候変動枠組条約第22回締約国会議）及びパリ協定を受けて、我が国も温室効果ガス（GHG）排出量の削減に向けてより一層の努力を国際的に求められている。それを受け、国内におい

でもGHGを削減するための各種施策がより強力で打ち出されている。

また、LCA活用関連の海外動向として、欧米における建築物の環境性能評価スキームにおけるLCAの活用や欧州委員会の環境フットプリント試行事業をはじめとして、欧米の他、中国などでもLCA評価をベースとした認定制度等の検討・構築が加速され、その基盤ともなるLCAデータベースの国際ネットワーク構築検討、LCAコミュニケーションのISO標準検討など国際協調も活発化している。

そこで「LCA事業推進センター」では今まで培ったLCAを発展・応用した産業界向けのコンサルティング事業や国・自治体等からの調査受託事業を通じて、産業界活動や政策活動の発展に貢献していく。

1. 地域・産業支援事業

(1) 地域支援事業

地方創生に取り組む全国各地の自治体等を対象に環境・エネルギーに関する振興計画等の策定及び地域特性、エネルギー需給量、事業化可能性調査等係わる調査・研究に関する事業の継続、新規の受託事業を進めるとともに、国等の政策実施後の検証・評価事業についても継続的に行う。

また、エコプロ展の活性化に資する事業企画をはじめ、これらノウハウを生かしたイベント、講演、セミナー等の企画立案、運営、広報事業についても強化する。

(2) プロジェクト支援事業

環境・エネルギーに関連する事業に取り組む事業者を対象に「中核企業創出支援」等国の施策を活用して事業者間連携、市場開拓支援、事業創出支援等に取り組む。

また、平成28年度に受託した「セルロースナノファイバー(CNF)プロジェクト」の継続をはじめ、国等の研究開発、社会実装プロジェクトのマネジメント業務の強化を図る。

2. LCA事業

(1) LCA開発普及事業

官公庁に向けては、温暖化対策の流れの中で低炭素技術の実現に向け、産業界内の連携などの製品ライフサイクルを軸にしたCO₂排出量の削減が重視されている状況であり、これを促進する委託事業が増加しているので引き続き受注を進める。また欧州委員会の進める環境フットプリント等の海外のLCA活用施策の展開は流動的な状況であり、これらの動向調査に係わる委託事業の受注を進める。

民間企業に向けては、非財務情報の開示や環境経営度調査などの動向を背景として取組

が進む温暖化対策、自然資本、資源循環等についての負荷削減対策を支援していく。また昨年度にリリースを開始したLCAデータベースIDEAの更新版とそれを搭載したLCAソフトウェアMiLCAの販売を通じてより充実したLCA実施環境を提供する。

(2) フォーラム運営事業

LCA事業室はLCA日本フォーラムの創設当初から運営事務局を担当し、フォーラムの発展に寄与してきた。平成29年度はLCAの特徴であるサプライチェーンにおける全体最適化という視点の活用につながる研究会活動、セミナーを中心とする普及活動、重要な海外動向に焦点をあてた国際交流活動を進めるとともに、パリ協定を受けての国際動向を背景にして、事業者の削減目標の策定や取組を進めるための情報共有の場としてLCA日本フォーラムが活用されることを目指す。

3. エコデザイン事業

「JEMAI環境ラベルプログラム」(エコリーフ/カーボンフットプリント(CFP)コミュニケーションプログラム)は、平成28年度、中期行動計画を策定し、運用を開始したところであり、国内外のグリーン調達制度や環境経営度調査への対応などを通じて製品環境情報開示が求められる社会情勢を背景に、エコリーフ、CFPともに登録公開製品数が過去最高となる見込みである。平成28年度はより効率的に情報開示を進められるようプログラムのリニューアルを行い、今年度よりその運用を開始する。同時に環境ラベルの受容性に則した運営、自治体等の調達等における需要の創出、そして北米における電気・電子製品のグリーン公共調達制度PEATの進展状況、LEEDや欧州建材規制などに見られる欧米の建築物の環境影響評価スキームにおけるEPD活用動向、ISO標準化等の海外動向への対応を推進する。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けては、調達制度へのLCA・環境ラベル登用を目指し関連組織へ意見や情報を提供する。

第四 環境技術調査研究等事業

環境問題は地球温暖化などのグローバルな課題から光化学オキシダントやPM2.5等の地域レベルの課題まで、一朝一夕には解決できない難しい課題にあふれている。今や企業において、これらの課題に積極的に取り組むことはビジネス戦略の一つとなっている。

本事業では、企業の知的戦略として重要な、環境測定や環境マネジメントに関連する国際標準規格やJISを企業のニーズに合わせ、積極的に研究開発をしている。また、中国、東南アジアに対し、企業の環境管理のための人材育成、環境制度の構築支援等を行い、新興国の環境保全の向上に貢献していく。これらを通じて現地日本企業の競争力の平等性を担保し、また日本企業が保有している優位性のある環境技術を海外に移転するなど、日本

企業の裨益に繋げる。

その他、社会情勢の変化を察知し将来起こりうる課題を見据えた先見性のある事業提案を継続的に行う。

1. 環境技術調査研究事業

(1) 標準化事業

① 大気測定国際標準化調査

現在、ISO/TC146（大気質）/SC1（固定発生源）において日本が議長となり規格化が進行しているFTIRを成分別揮発性有機化合物（VOC）の自動測定法について、引き続き規格化を推進する。また、排ガス中の全水銀の測定法について、金アマルガム捕集-原子吸光法を用いた測定の国際標準（IS）化を進める。温室効果ガスに関連するCO₂/CO/O₂、大気汚染物質であるNO_xの測定法規格を日本メーカーの技術を盛り込み新規提案する。また、TC146国内審議団体としてISO規格の5年毎の見直しや新規規格への投票や回答などに対し、日本の意見を積極的に反映させるよう活動する。

② 水質測定国際標準化調査

ISO/TC147（水質）において水中のアルキル水銀化合物及び免疫測定法を用いたダイオキシン類の検出法、六価及び三価クロムの分離測定法について規格化を推進する。また、TC147国内審議団体としてISO規格の5年毎の見直しや新規規格への投票や回答などに対し、日本の意見を積極的に反映させるよう活動する。

③ 温室効果ガスマネジメント等に関する国際標準開発

環境経営関連の国際標準化対応事業として、ISO/TC207/第3分科会（SC3）、第4分科会（SC4）、第5分科会（SC5）、第7分科会（SC7）第8作業グループ（WG8）における環境ラベル、環境パフォーマンス評価、環境技術実証（ETV）、LCA、ウォーターフットプリント、温室効果ガス（GHG）マネジメント、マテリアルフローコスト会計等の国際標準化に際して、国内の意見を集約し、その反映に努める。また、日本とインドネシア提案であるGHG算定方法論の枠組みのガイドラインについて引き続きインドネシアと協働で規格策定を行っている。

新たに国際幹事等を獲得し気候変動適応に関する新規規格作成をリードする。

また、TC207国内審議団体として日本工業標準調査会に代わり、ISO・JIS規格の5年毎の見直しや新規規格への投票や回答などの運営管理を行う。

④ 新技術導入のための工場排水試験法に関するJIS開発

近年の新しい計測技術及び環境への低負荷技術の導入、環境行政ニーズへの対応のため、

J I S K 0 1 0 2（工場排水試験方法）の見直し・改正作業を行う。

（２）新興国への環境管理の人材育成及び制度構築支援に関する調査事業

ベトナム国の大気環境保全のため、火力発電所において、CO₂及び大気汚染物質削減のための技術指導及び法律作成支援を行う。特に、日本の公害防止管理者制度をベースにした環境保全知識を有する人材の育成支援を行う。

（３）環境技術実証（E T V）*の普及事業

2016年11月に発行された、I S O 1 4 0 3 4（環境マネジメント-環境技術実証（E T V））を行うための実証機関の研修、教育を行う。国内の環境技術を海外展開するため、E T Vの利用、普及に努める。

※先進的環境技術について、その環境保全効果を第三者が客観的に実証するシステム。環境省が平成15年より国内E T Vシステムを実施している。

2. 国際交流活動事業

発展途上国や新興国の環境課題に対して日本での優位性のある環境・測定技術等を各国に適応するように議論し実証試験や研修の企画・支援等を実施する。

第五 広報事業

持続可能な社会の構築に向けて積極的に行動する企業が存在価値を高めるという環境経営情報普及のニーズに応え、次に掲げる事業を展開する。

（１）機関誌「環境管理」の発行

企業の環境経営、環境保全に寄与するため、当協会会員及び一般購読者の要望に沿ったテーマの選定と魅力ある記事の編集等、誌面の一層の充実を図る。

（２）関西地区における会員等への情報提供

近畿経済産業局の協力のもと、関西地区において、業種・業態を越えた情報交換、情報共有を目的とした「関西環境管理懇話会」を主催し、事業活動に大きな影響を与えている環境規制（化学品規制等）及びエネルギー問題／L C C（ライフサイクルコスト）をテーマとした2つのワーキンググループを引き続き運営する。

（３）当協会会員向け広報サービスの提供

当協会会員へサービスを提供するためのツールとして構築したW e b サイト

「J e m a i C l u b」(<https://www.e-jemai.jp/>)を通じて環境関連法改正情報や機関誌「環境管理」の電子配信などの会員限定のコンテンツの提供を引続き実施する。また、会員のニーズにあった情報サービスの提供を今後も継続的に検討する。

第六 公害防止管理者等国家試験の実施

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、昭和62年3月に通商産業大臣（現 経済産業大臣）より、さらに、平成13年3月に経済産業大臣及び環境大臣より指定試験機関としての指定を受けている。平成29年度も、経済産業省と環境省の共管の下に公害防止管理者等国家試験を次のとおり実施する。

国家試験実施に関する官報公示：平成29年5月31日（水）

試験日：平成29年10月1日（日）

試験区分：大気関係（第1種～第4種）、特定粉じん関係、一般粉じん関係、水質関係（第1種～第4種）、騒音・振動関係、ダイオキシン類関係、公害防止主任管理者

試験地：札幌市、仙台市、東京都、愛知県、大阪府、広島市、高松市、福岡市及び那覇市

受験申込み方法：

- （1）受験案内に綴じ込まれている「払込取扱票」兼受験願書による申込み
- （2）インターネットによる申込み

受験申込み受付期間：

平成29年7月3日（月）から7月31日（月）まで

第七 公害防止管理者等資格認定講習の実施

平成16年9月の「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則」の改正に基づき、平成17年度以降、登録講習機関として公害防止管理者等資格認定講習（以下「講習」という。）を実施している。

平成29年度は、全国で約2,900名の受講者を想定し、大気関係（第1種～第4種）、水質関係（第1種～第4種）、騒音・振動関係、特定粉じん関係及び一般粉じん関係、ダイオキシン類関係の各公害防止管理者並びに公害防止主任管理者の講習を平成29年11月から平成30年3月の間に、札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市において合計31回実施する予定である。

また、群馬県から講習開催要請があり、水質関係（第2種及び第4種）及び騒音振動関係の公害防止管理者の講習を各1回追加して実施する。

ただし、受講適格者が講習予定人員を大きく下回る場合には、講習の開催を中止することがある。

第八 環境マネジメントシステム審査員の評価登録事業

CEARは国際標準化規格ISO17024（適合性評価 - 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項）による環境マネジメントシステム審査員の登録事業を行っている。本事業の実施を通じて、我が国における環境認証制度の充実、普及、発展に貢献することを目的としており、この責務に応えるには、CEARが行う環境マネジメントシステム審査員の登録事業が信頼を得るものでなくてはならない。

平成19年以降、登録事業に関連するISO規格のISO19011（マネジメントシステム監査のための指針）、ISO17021-1（マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項）等の基準の厳格化や改訂変更、並びにリーマンショック等の景気の低迷等により、審査員の登録者がピークの約11,000人（平成19年2月）から約4,980人（平成29年2月）にまで減少している。

一方、一昨年（平成27年）にISO14001も改訂され、改訂版へ移行する認証スキームの運用を、平成27年12月から開始した。ISO14001:2015への登録を希望する審査員資格者は、今年（平成29年）12月までに移行申請を行わないと資格が失効する状況になっており、対応が急務となっている。

1. 環境マネジメントシステム審査員評価登録

(1) 事業の公平性の重要性を常に認識し、下記を基本とした業務を遂行する。

- ① 公平かつ妥当性のある認証スキームを開発し運用し維持する。
- ② 利害抵触の管理を行う。
- ③ 資格基準の設定と資格基準に従った評価を行う。
- ④ 業務遂行状況について第三者の審査のチェックを受ける。
・我が国唯一の環境マネジメントシステム審査員の登録機関としての公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）認定を維持する。

(2) 登録審査員の力量向上に役立つよう、継続的な広報誌「CEAR」の発行、ホームページからの情報提供、また、時宜を得たテーマでの「講演会」を開催する。

(3) 企業内の環境監査である第一者（内部監査）及び第二者（サプライヤー）監査を実施する監査員の力量及び環境パフォーマンス監査の力量を担保するための新たな資格登録制度を開発し、内部環境監査スペシャリストと環境技術スペシャリストとして登録業務

を開始する。

2. 普及活動、情報収集

(1) 申請者の手続きの理解促進と、力量保持者の登録促進を図るため、次のとおり活動する。

- ① 申請要領を解説した手引書等の発行。
- ② ホームページの内容の充実及び使い易い機能の促進。
- ③ ホームページからの申請登録促進を促す情報発信を強化。

(2) 国内外のISO規格関連機関との交流を通じ意見交換を行って、情報を収集するとともに、マネジメントシステム認証制度の普及促進に貢献する。

3. 環境マネジメントシステム審査員研修コース承認登録事業

環境マネジメントシステム審査員資格申請のための「JIS Q (ISO) 14001規格の研修コース」を実施する研修機関に対して、「研修コース承認基準」に対応した適正な審査により研修コース承認を行い、所定の力量をもった環境審査員候補者を育成・輩出する。

第九 資源・リサイクル促進事業

持続可能な循環型社会の構築に向けて、資源の有効利用、環境負荷の低減の観点から廃棄物（副産物、使用済み製品）の発生抑制、原材料・部品・製品としての有効利用を促進するために次に掲げる事業を行う。

1. 資源循環技術・システム表彰

廃棄物（副産物、使用済み製品）の発生抑制、使用済み製品の再使用、再生資源の有効利用に寄与し高度な技術又は先進的なシステムの特徴を有する優れた事業や取り組みの奨励・普及を図り、循環ビジネスを振興することを目的としてそれらを広く公募・発掘し、表彰する。

なお、レアメタルリサイクル賞については特に案件発掘に尽力し、リサイクルによるレアメタルの確保の取り組みを顕彰するとともにその更なる取り組みとその技術・システムの普及を促進する。

また、昨年度に新設したコラボレーション賞の顕彰により、関係者の連携による使用済

み物品や有用物の効率的な回収・再生、部品・原材料の利用拡大の取り組みを促進する。

2. リサイクル技術開発本多賞

本賞は、長年廃棄物のリサイクルの分野に携わってこられた故本多淳裕先生（元大阪市立大学工学部教授）のご提案・ご厚志により、3R^{*}に関する技術の研究・開発に従事する研究者・技術者等の研究奨励を目的として平成8年に創設された。

3Rに関する技術の研究・開発に従事し、優れた報文発表を行った国内の大学、高専、公的研究機関、民間企業の研究者・技術者（個人又はグループ）を広く公募し、表彰する。

※リデュース・リユース・リサイクル

3. 3R先進事例発表会の開催

資源循環技術・システム表彰受賞者、リサイクル技術開発本多賞受賞者による先進的な3R事業、大学等の先端的な3R研究、並びに最新の3R政策について発表する3R先進事例発表会を開催し、受賞者と発表会参加者が直接意見交換できる「交流コーナー」の設置などにより、受賞内容の普及啓発、ビジネス展開を支援する。

4. 環境学習支援事業

循環型社会形成の将来の担い手である小・中・高校生、市民を対象とした環境学習を支援するために、昨年度に引き続き次の事業を行う。

- ① 「小学生向け環境リサイクル学習ホームページ」、「中学生・市民向け環境リサイクル学習ホームページ」の提供、Q&A対応。なお、本年度は「中学生・高校生・市民のための環境リサイクル学習ホームページ」の教育現場のニーズに則した改訂に力を注ぐ。
- ② 小学生向け3R学習教材副読本「3Rスリーアール」、「3Rって何だろう？」の学校等の要望に応じた配布。
- ③ 3R学習教材（容器包装リサイクル）の貸出
- ④ 3R学習教材の自治体への普及啓発

①～③の3R学習教材をパッケージ化し、自治体等に普及啓発することで、自治体の3R学習の支援を図る。

また、これらの内容、運営を高度化し、ホームページ・教材の利用を促進するために、小中学校教育関係者等の助言を得て改善、改訂を進める。

5. 3R動向把握

(1) リサイクルデータブックの作成

持続可能な省資源型社会の高度化に向けての取り組みを促進するための基礎となる先進事例、統計データ、法制度、施策等の情報を収集、整理し、データブックを作成する。

本年度のデータブックの編集にあたっては欧州の資源循環に関する取り組みの進捗状況を昨年度に引き続き調査するとともに、産業廃棄物、一般廃棄物に関するデータ・解説を追加する。

(2) 「循環経済の実現に向けた動静脈プラットフォーム検討会」の運営

RE (Resource Efficiency: 資源効率) とCE (Circular Economy: 循環経済) に係わる国際情勢の変化に適切に対応しつつ、我が国の資源循環の高度化・効率化に向け産(動静脈)学官による検討会の事務局として活動を支援する。

6. レアメタルリサイクル促進事業

政府のレアメタル確保戦略(平成21年制定)の四本柱の中に、リサイクルによるレアメタルの国内循環が位置づけられている。これを着実に実現することを目的として、近い将来これらを含む使用済製品の排出増加が見込まれ、また、経済的に成り立つ状況の実現を目指すことが重要かつ可能と考えられるネオジム、ジスプロシウム等について、リサイクルの取り組みを促進するために次の事業を行う。

- ① レアメタルリサイクルの先進事業発掘
- ② 消費者、事業者等への情報提供
- ③ レアメタルリサイクル事例調査

7. ホームページ運営

上記1. から6. までの内容を広く公開することを目的として、ホームページを運営する。

8. リデュース・リユース・リサイクル推進協議会事務局運営

リデュース・リユース・リサイクル推進協議会(略称: 3R推進協議会 会長 慶應義塾大学経済学部教授 細田衛士)は、循環型社会の構築を目指し、行政・消費者・産業界などの緊密な連携のもと、広範な国民運動として3Rを推進するためにリデュース・リユース

ス・リサイクル推進功労者等表彰、3Rキャンペーンマークの利用拡大等を行っている。

当協会は、3R推進協議会から事務の委託を受け、事務局の役割を果たす。

本年度は、3R推進協議会の活力ある活動を支える事務局として次の事業を行う。

- ① リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰
- ② 行政と会員団体、会員団体間の情報交流会
- ③ 会員団体等との共同情報発信
- ④ 優れた3R活動事例（大臣賞受賞活動等）の国内普及啓発
- ⑤ 事業者、事業従事者向けの3R推進ポスターの制作、配布
- ⑥ 3Rキャンペーンマークの利用拡大
- ⑦ 上記①～⑥の内容を広く公開することを目的とするホームページの運営

第十 産業と環境の会事業

産業と環境に関する社会的合意の形成を図り、産業の健全な発展と恵み豊かな環境を創造するため、中長期的視点から産業と環境の共生を目指し、次に掲げる事業を行う。

1. 研究会・委員会事業

産業と環境の会正会員及び賛助会員を対象に研究会等を開催する。取り上げるテーマは、大気、水質・土壌、廃棄物・リサイクル、地球温暖化（省エネルギー、再生可能エネルギー等を含む）及び生物多様性等を中心に、施策動向とともに会員のニーズを踏まえたものとする。

（1）環境政策研究会

中央官庁の局長、審議官等を講師として招聘し、環境政策を巡る国際・国内動向等についての講演及び意見交換の機会として、環境政策研究会を年3～4回程度開催する。

（2）環境問題検討会

中央官庁の各施策の責任者や有識者を講師として招聘し、法律及び政省令改正、ガイドラインの策定・見直し等の環境施策動向をテーマに取り上げ、意見交換の機会としての環境問題検討会を年5～6回程度開催する。

（3）環境委員会

大気環境保全対策委員会（大気・化学物質）、水質・土壌環境保全対策委員会（水質・土壌）、廃棄物・リサイクル対策委員会（廃棄物・リサイクル）、地球環境保全対策委員会（地球温暖化）及び生物多様性保全対策委員会（生物多様性）の5つの委員会の活動をそれぞれ

れ年数回開催する。

(4) 環境懇談会

施策動向を踏まえ、会員の関心の高いテーマを取り上げて少人数の形式での環境懇談会を開催する。

2. 調査・研究事業

大気、水質、土壌等のこれまでの調査実績のあるテーマ・分野を中心に調査・研究事業に取り組んで行くこととする。

3. 普及啓発事業

(1) 情報リスト

情報リストとして会員に向けて、原則月2回（第2月曜日及び第4月曜日、休日の場合は翌日）、行政情報等の提供を行う。

(2) シンポジウム等

水環境・水資源対策、地球温暖化対策等に関するテーマでシンポジウム・セミナーを開催する。なお、シンポジウム等は、会員とともに広く一般の方々の参加も可能とする。

第十一 一般事項

1. 会長直属機関であるコンプライアンス室を中心として、当協会の各事業の遂行における法令・内部規程等の一層の遵守、個人情報管理の徹底を図る。
2. 当協会内の情報システムの開発、運用、管理全般について、総合的な対応を計画的に図り当協会業務の効率化と情報セキュリティ確保の質の向上を推進する。
3. 環境管理に関する行事、事業に対し後援、協賛等を行う。
4. 環境管理に関する発明、考案、貢献、論文等に対し表彰を行う。